

# 第 1 1 回草津市景観審議会会議録

平成 2 7 年 7 月 1 7 日

草津市都市計画部都市計画課

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 会議名称  | 草津市景観審議会  |   |
| 2 | 会議の日時 | 平成27年7月17日(金)   |   |
| 3 | 会議の場所 | 草津市役所2階特大会議室  |   |
| 4 | 出席委員  | 秋山元秀委員(会長)<br>内田 宏委員<br>宇野昌夫委員<br>太田賢司委員<br>鹿野 央委員<br>壽崎かすみ委員<br>田井中恭子委員<br>高谷基彦委員<br>富島義幸委員<br>西 孝委員<br>長谷川清一委員<br>正木千賀子委員<br>森川 稔委員 | 以上13名   |
| 5 | 欠席委員  | 西尾幸子委員<br>福山聖子委員  | 以上 2名   |
| 6 | 事務局職員 | 草津市都市計画部部長<br>同 理事<br>同 総括副部長<br>同 副部長<br>同 都市計画課長<br>同 都市計画課専門員<br>同 都市計画課主任   | 澤田圭弘<br>川崎周太郎<br>青木敏<br>門地喜代春<br>一浦辰己<br>中野新識<br>田村昌也 |

## 7 会議に付した事項

- (1) 職務代理者の指名について
- (2) 太陽光発電設備等の設置に係る基準について

(午後 3 時 0 0 分開会)

○事務局 4 月から少し組織改革がありまして、今までは景観課というところが担当させていただいておったんですけれども、この 4 月からは、都市計画課の景観グループのほうが担当させていただくことになりました。まずもって、そのことだけ御紹介させていただきたいと思います。

それでは、開会にあたりまして、都市計画部の理事でございます、川崎のほうから御挨拶申しあげます。

○川崎都市計画部理事 こんにちは。草津市都市計画部の川崎でございます。

きょうはですね、ちょっと台風ということで、非常に天候の悪い中、このように景観審議会にお集まりいただきまして本当にありがとうございます。

また、日ごろから本市景観行政について、格別の御協力をいただきまして重ねてお礼申しあげます。

近年、再生可能エネルギー、特に太陽光発電に注目されているんですけれども、本市においても、太陽光発電設備を建築物の屋根や地面に直に設置する案件が増加しておりますし、高さのある追尾型の太陽光パネルを設置される例も確認しているところでございます。

太陽光発電設備に関して、本会、この景観審議会でも、案をお諮りしてから、少し期間がかかってしまったんですけれども、このたび、庁内議論を経まして、環境と景観の両立ということを目指しまして、草津市の景観計画において、太陽光発電設備等の設置に係る基準を設定するという、景観計画の変更と草津市の景観条例の改正を行うことで、今回諮ってございます。

これらについて、環境と景観の両立という視点を踏まえまして、良好な景観形成の観点から御審議いただきますようお願いいたします。

本日もどうか、活発な御議論をいただきますようお願い申しあげまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○事務局 それでは、本日新しく委員になられた方もおられますので、僭越ではございますけれども、私のほうから出席委員の皆様の御紹介をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料 1 「草津市景観審議会委員一覧」の順に御紹介をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、滋賀大学名誉教授の秋山元秀さまでございます。

○秋山会長 秋山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。私も、この審議会委員を大分努めさせていただいて、今は委員長の職をやらせていただいております。

ます。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局 続きまして、公益社団法人滋賀県不動産鑑定士協会代表理事の内田宏さままでございます。

○内田委員 内田です。よろしくお願います。

○事務局 市民公募委員の宇野昌夫さままでございます。

○宇野委員 宇野です。どうぞよろしくお願います。

○事務局 草津商工会議所の太田賢司さま、滋賀県土木交通部技監の鹿野央さまにつきましては、少し電車の関係で遅れてくるという御連絡をいただいております。

龍谷大学国際学部准教授の壽崎かすみさままでございます。

○壽崎委員 壽崎です。よろしくお願います。

○事務局 公益社団法人滋賀県建築士会の田井中恭子さままでございます。

○田井中委員 田井中です。よろしくお願います。

○事務局 市民公募委員の高谷基彦さままでございます。

○高谷委員 高谷です。よろしくお願いたします。

○事務局 京都大学大学院工学研究科准教授の富島義幸さままでございます。

○富島委員 富島です。どうぞよろしくお願います。

○事務局 滋賀県広告美術協同組合の西孝さままでございます。

○西委員 西です。よろしくお願います。

○事務局 笠縫学区まちづくり協議会副会長の長谷川清一さままでございます。

○長谷川委員 長谷川でございます。よろしくお願います。

○事務局 市民公募委員の正木千賀子さままでございます。

○正木委員 この春から初めてなりました。正木です。よろしくお願いたします。

○事務局 本日、滋賀県立大学地域共生センター客員准教授の森川稔さまも、ちょっと少し電車の関係でおくれてくるということでございます。

なお、委員名簿の成安造形大学芸術学部准教授の西尾幸子さま、そして、13番の画家の福山聖子さまにおかれましては、本日欠席の御連絡をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、事務局のほうを御紹介させていただきたいと思えます。

まず、先ほど挨拶させていただきました、都市計画部の理事の川崎でございます。

○川崎都市計画部理事 川崎でございます。よろしくお願います。

○事務局 同じく都市計画部の副部長の門地でございます。

- 門地都市計画部副部長 門地でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 同じく都市計画課景観グループの中野でございます。
- 中野都市計画課景観グループ 中野でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 同じく景観グループの田村でございます。
- 田村都市計画課景観グループ 田村でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局 そして、私でございますけれども、進行役を務めさせていただきます、都市計画課課長の一浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、後ほど少し遅れてまいりますけれども、都市計画部の澤田と青木のほうも時間があれば御出席させていただく予定になっておりますので、以上の担当が対応をさせていただくということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

滋賀県の土木交通部技監の鹿野央さまでございます。

- 鹿野委員 遅れまして申しわけございません。滋賀県土木交通部技監の鹿野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 本日の審議会には、委員15名中今は10名でございますけれども、13名の方に御出席をいただくということになっておりますので、草津市景観条例施行規則第62条第3項の規定により、本審議会が成立していることを御報告申し上げたいと思います。

それでは、議事に入らせていただく前に、本日の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、本日の会議次第が一部ございます。

そして、資料1でございます。先ほど名簿の確認をいただきました、審議会委員一覧でございます。

続きまして、資料2で、草津市景観条例の施行規則の抜粋というものでございます。

そして、資料3で、市内での太陽光発電設備等の設置にあたり、景観法に基づく届出対象案件に加えることについてという、イラストのパワーポイントのスライド資料でございます。

資料4といたしまして、景観計画区域内の行為の規制に関する事項というものでございます。

そして、資料5で、草津市の景観条例及び施行規則の一部改正案の概要でございます。

そして、資料6で、景観形成基準のチラシ案というものでございます。

そして、資料7として、今後のスケジュール案予定というものでございます。

あと、本日お配りしておりますのが、A3で矢橋帰帆島のメガソーラーの資料、そして、A4で湖岸眺望2市がルール化という新聞記事の資料、そして、席次表ということになっております。全てそろっておりますでしょうか。なければ、また教えていただけましたら御用意をさせていただきます。

一応、皆さんおそろいということで、それでは、ただいまから議事のほうに移らせていただきたいと思います。

議事の進行につきましては、草津市景観条例施行規則第62条第2項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。

秋山先生、よろしくお願ひいたします。

○会長　それでは、改めまして、きょうは皆さん御苦労さまでございます。本当に足元が悪いとか、大変な日で台風が直撃したらどうなるんだろうかと心配しておりましたんですけど、草津市にとっては幸いなこと、滋賀県にとっては最低なことに、少し西へ触れましたので、会議は問題なく開催できるのですが、JRのほうが随分混乱しているようで、それでそんな中もお越しいただいて、大変ありがとうございます。

今から審議に入らせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、座って進行させていただきます。

まず、議事に入ります前に、本委員会の公開非公開の取り扱いについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

○事務局　草津市の景観審議会につきましては、草津市景観審議会の運営に関する事務処理要領第3条第1項に基づきまして、原則公開となっております。

ただし、同条に定める非公開事由に該当する場合は、会長が会議に諮り、非公開とすることができるとなっております。

以上でございます。

○会長　ありがとうございます。

これは、これまでの委員会もそうしてきておりましたし、本日に関しても特に議事内容に非公開にするような事柄はないと思われま。

やはり市民の生活と非常に関係の深い審議内容でもございますので、その過程の透明性を確保する観点からも本審議会を公開にすべきと、私自身は考えますが、委員の皆さんのほうから何か御意見はございますでしょうか。いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

○会長　よろしゅうございますか。

それでは、本審議会につきましては、公開とさせていただきますが、傍聴人はいらっしやいますでしょうか。

○事務局 今日ちょっとお見えではないです。申しわけございません。

○会長 こんな日でございますし、いつもだと少しいらっしやることがありますけれども、本日はどなたもいらっしやらないということでございますので、傍聴人がいらっしやる場合の注意とかは省略させていただきます。

本日は、傍聴なしということで進めさせていただきます。

それでは、議題に入らせていただきます。

まずですね、議事の1は、職務代理者、かがみのほうにございますけれども、当該の方が現在まだいらっしやいませんので、ちょっと後に回させていただくことにいたします。

議事の2、太陽光発電設備等の設置に係る基準について、本日最も重要な議題でございます。これにつきまして、都市計画課のほうから御説明をお願いいたします。

○事務局 では、市内での太陽光発電設備等の設置にあたって、景観法に基づく届出対象案件に加えることについて、説明させていただきます。

こちらの案につきましては、前回、前々回の審議会以降、皆様からいただいた意見を踏まえて再度整理させていただいた案となっております。

まず、届出対象行為となるエリアと行為について、まず、建築物に一体化して設置するものおよびそれ以外の工作物という形で、ちょっとカテゴリ分けをさせていただいております。

また、工作物①につきましては、建築物につけるけれども、後から乗せるものとなっております。工作物②につきましては、地面に平面的にずらずらと並べるようなものということを想定しております。工作物③につきましては、地上に設置して、柱を立てて、その上に可動式のパネルをつけるものという形でわけさせていただいております。

それをわけた上で、新たに今回整理させていただいた届出の基準としましては、建築物および工作物①につきましては、主に景観形成重点地区において届出をいただく案件として整理させていただいております。

こちらのほう、届出の要件としまして、既に建物の外観の変更等については、10平米以上のものについて届出が必要というふうに定まっておりますので、そちらの基準をそれぞれ準用しまして、一体型のものについては、屋根そのものをさわる、壁そのものをさわりますことから、既存の建築物の改築として10平米以上のパネルをつ



ける場合は、届出をしてくださいと。

あとのせになる工作物①につきましては、大きく建築物自体はいじらないものの、壁につけたり、屋根に乗せたりする部分につきましては、建物自体の見た目がパネルの分変わりますので、建物の外観変更という形で届出をいただくことという形で整理をさせていただいております。

一方、重点地区以外の地域につきましては、建築物および工作物①につきましては、基本的には、届出を不要という形で整理をさせていただいております。

ただし、従来の届出基準、高さが13メートル、田園ゾーンにあっては10メートルを超える建築物、もしくは4階建て以上の建築物、または、延べ床面積が300平米を超えるものにつきましては、その太陽光発電設備を設置するにあたって、大きく外観が変わるとか、建物を改築するとかに当たる場合は、届出が必要という形で定義をしております。

地上に設置する工作物②、③につきましては、重点地区につけるものにつきましては、ほかの工作物が高さが5メートルを超えるものについては届出を、もしくは、面積で100平米を超えるものについては届けてくださいというものがございますので、そちらの数字を使わせていただきまして、高さ5メートル、もしくは、モジュール面積の100平米を超えるものについては、届出をしてくださいという形で整理させていただいております。

一般区域における工作物②、③につきましては、高さが必要になるものについては、これも高さが必要となる煙突やアンテナなどの基準がございますので、その数字を合わせていただきまして、13メートル、田園ゾーンについては10メートルを超える行為、面積につきましては、後ほど少し説明させていただきますけれども、モジュールの面積の合計が1,000平米を超える行為という形で整理させていただいております。

各数字の考え方につきましては、面積については10平米、100平米につきましては、重点地区内における各既存の工作物の届出の要件ですね、そちらのほうが決まっておりますので、それに合わせて数字を設定しております。

1,000平米につきましては、他市町で既に設置をされている、基準を設定されているところがございますので、そちらのほうを目安、面積等を参考にいたしましたのと、あと、国定公園における太陽光発電設備等の設置について、公園内の普通区域とされるところの届出要件が1,000平米という形で、ことし6月に国が整理されておりましたので、そちらを参考に1,000平米と設定させていただいております。

ます。

高さにつきましては、5メートル、もしくは、13メートル、田園ゾーンにおいては、10メートルという基準については既存の煙突、アンテナ等の基準をこのまま数字として同じように合わせていただいております。

届出要件は以上のように設定をしております、実際に守っていただく景観形成の基準につきましては、建物の一体型につきましては、たちまち、重点区域の設定の中にありますので、太陽光パネルができるだけ全面道路等の公共空間から見えにくい形での設置という基準、一体型でございますので、その他の屋根材または外壁材との周辺景観を含めて調和を図ってくださいというもの、あと、色彩の基準等としまして、パネルを設置する場合には、黒または濃紺、もしくは、低彩度、低明度のものとして、低反射でできるだけ模様が目立たないようなものにする事としております。

過去に、景観審議会で、ビルの壁面にパネルを設置する場合について、既存の色彩基準に適合していないからということで審議をいただいた経過がございます。

それに合わせまして、パネルそのものの色につきましては、今回、色彩基準を適用しないという形をとらせていただいております。

その他、ほかの外壁についてパネル及び周辺景観と調和した色彩とすること、附属設備、配管等についても同じように色彩、建築物等に一体と調和していただくというように設定させていただきます。

工作物①として、建物に後から乗せるものにつきましては、基本は建築物一体型のものとよく似ているんですけれども、別途設置するということで、勾配屋根につける場合にあっては、パネルの最上部が建物勾配屋根の一番上を超えないようにして、屋根に密着させてくださいというもの、壁につけるものについては、壁の外縁部より、外側にパネルがはみ出ないようにすること。陸屋根に設置する場合は、太陽光パネルの一番上が、陸屋根のパラペットの高さ以下にして、どうしても見える場合については、ルーバー等の目隠し措置をしてくださいという形で整理させていただきます。

それと、色彩基準については、先に述べました一体型の基準と同じような形で整理させていただきます。

工作物②地上設置平面型のものにつきましては、同じように前面道路から見えにくい形での設置に努めることというもののほかに、できるだけ後退して、どうしても見えるところに設置する場合は、植栽等で目隠し措置をしてくださいという基準をつくるのと、その植栽より低くしてくださいという基準をつくらせていただいております。

色彩については、建築物と同じ形で設定をさせていただいております。

合わせまして、従来の工作物で、污水排水処理施設という面積を必要とする工作物の基準がございまして、そちらのほうも合わせて準用する形に整理させていただいております。

工作物③の地上設置支柱型につきましては、地上設置で柱の上に建てるということでございまして、目隠し措置というのはなかなか難しいものがございまして、そこについては、設定はさせていただいておりませんが、煙突、アンテナ、鉄柱等のほかの工作物についての基準がございまして、そちらのほうは、周りの木をいかしてできるだけ目立たないようにすること等の基準がございまして、そちらを合わせて準じて適用することというふうに設定させていただいております。

パネルの色彩等については、ほかのものと一緒になっております。

こちらのほうの基準につきましては、お手持ちの資料のほうで整理させていただいておりますのが、資料4の景観区域内の行為規制に関する事項という資料になっておりまして、こちらのほうには、新たにつくるものと従来の煙突、アンテナ等の基準でありますとか、污水排水処理施設をつくる際に適用する基準のほうでゴシック体等でわけて、整理させていただいております。

この基準を図解をまじえて説明しておりますのが、資料6のチラシ案という形になっております。

これらを実際に、市の施策として行っていくにつきましては、条例および施行規則等を改正する必要があります。そちらにつきましては、改正内容の概要としまして、資料5のほうに整理させていただいております。

基準としましては、以上のとおりでございます。

○事務局 今、説明させていただきました、例えば、資料の4を見ていただきまして、その例えば、21分の7のところを見ていただきますと、今回新たに資料4の21の7というところがあると思っておりますけれども、7ページのところを見ていただきますと、この10で、例えば、地上に設置する太陽光発電の新築、増築ということで、基本的に1から5号までについて、先ほど説明してもらったのがここに入っています。

それ以外の例えば、6とかにつきましては、いわゆる平面型の太陽光については、1から5の基準のほか、例えば、6、この6号というところがあると思うんですけど、21分の5のところ、污水または排水というところがあると思っておりますけれども、そちらのほうを準用して同じように、これと同じ規制でやっているということでござ

います。

同じく21分の7のところにつきましては、地上設置型のものについては、4の5号を基準に合わせて、工作物の4でございますので、21分の4ページの4と一緒に合わせて見ていく、これを見ながら見ていただければいいかなと思っておりますので、そういう意味でゴシックと下線部ということで、御理解をいただきたいと思っております。

そしたら、先生よろしく申し上げます。

○会長 説明ありがとうございました。

たくさん資料を短時間で説明して、先ほどのスライドは、資料の3のスライドを中心にして御説明をいただいたわけですし、今、課長さんのほうから御説明のありましたように、それをよりわかりやすく、特に一般の市民の方々に説明するために、この資料の6にありますようなチラシ案となっておりますけれども、より要点だけをピックアップしてわかりやすく説明したものを準備をさせていただいているわけでございます。

こういった役所関係の文書に慣れておられる方は、すぐおわかりいただけるかもしれませんが、なかなか初めてご覧になる方、それから、この景観審議会のこれまでの経過をある程度御存じの委員の方は、あの部分がこうなったんだなということがおわかりいただけるかもしれませんが、初めての方もいらっしゃいますので、原則として初めて、これをご覧いただくというのを前提にして、いろいろ御質問や御意見をいただければいいと思っております。

草津の場合は、大きく景観形成重点地区とそれ以外という地域のわけ方があって、それから、本日の場合は、工作物でも3種類の工作物、工作物というのは要するに、家に附随させるという形ですけど、工作物①というのは、屋根やら外壁にくっつける形のものであり、②というのは、建物じゃなくて地上にそのまま置くというもの、それから③の場合は、地上に置くんだけど、かなり地上から離れたところへ、どこかJRからよく見えるところがございますね。一カ所、工場の敷地内に何か大きなものをパラボラアンテナみたいな格好でつけておられるのがあり、あれが工作物③のイメージですね。

最初に川崎理事のほうからもお話がありましたように、いろいろ課題になっていたことを少し時間をかけて整理していただいた。

そして、何か景観審議会は、やたらに何でも規制するのかみたいな御意見が庁内であったようなんですが、そうではないというか、きちんとやはり景観を守るというこ

とと、こういったエネルギーの新しい形を開発、進展させるということをどういうふうに調和させていくか、そんな観点から本日の御提案になったというふうに、私も理解しております。

どうぞ時間はたっぷりございますので、本当に初歩的なことから結構でございますから、何か御質問、御意見いただければありがたいと思いますが、どうぞ、自由に御発言いただいたら結構でございますので。どうぞ、本当に御遠慮なく。

○委員       チラシ案のところでわかりやすく書いていただいているんですけど、私も建築のほうでいう工作物という考え方と、この工作物①というのは、ちょっと若干ずれるのかなということですね。建物に附随するもので、何か乗っけるものを工作物とはあまり建築のほうでは言わないので、このわけ方はどうなんだろうという気がするのですが。

②と③は、工作物②と③はわかるのですが、工作物①で、何か建物に別途設置するもの、壁面とか、これを工作物って一般的に言いますでしょうか。

○委員       言わないかもしれないですね。

○事務局       そこにつきましては、建築物に附随して、後から建てるものという形で今回分類しておりますが、建物がないとつけられないものではございますけれども、建物にあと乗せするという意味では、工作物のカテゴリになるんじゃないかなと判断しております。

ただ、区分につきましては、建築物がないと成り立たないので、重点区域内の建築物の外観変更という形で届けていただく形にはしております。

○会長       私もちょっと同じように思うこともあるんですが、ただ、手続上でいくと、建築物の場合は、建築申請のときに同時に出すわけですね。

○事務局       新築であと乗せするというような構造であれば、一緒に出てくると、図面として出てくると思います。

○会長       新築、増築、改築時に屋根材、または、外壁材として一体で設置することが建築物のほうですね。一旦、家ができていて、その後で屋根に乗せるというのは工作物にしようということですね。

○事務局       扱いで、はい。

○会長       何かそういう基準らしいんですけども、どうでしょうか。建築御専門の方、いらっしゃればそのあたりを。

○委員       いわゆる、工作物申請とまた違いますよね。この場合はね。

○事務局       そうです。建築基準法上の工作物とは、ちょっと定義がまた違うのか

なという解釈で、こちらのほうは。

○会長 いかがですか。その辺、僕も余りその辺詳しく説明が難しいなと思って  
いる部分も。どうぞ。

○委員 今回の田井中さんの意見に、私も今初めておっしゃったことに気がついて、  
確かにおっしゃるとおりだなという気がします。

例えば、どういう名前だったら一番ぴったりかという、そんな提案ってございま  
すか。

○委員 建築物だと思うんですね。だから、建築物の付帯設備といたら何です  
けれども、何かそういう設備。工作物でくくらないほうがいいような気がしますね。  
名称的に。一体型ではないから、附加なので、建築物の付帯設備という名前がいいの  
か。ちょっと今、すぐに思いつかないです。

○委員 工作物についての手続規定は、別に建築物のときにやると、やっぱりあ  
れですよ。手続をするときに、間違いやすいということはありますよね。実際に、  
一般の市民の方にしていただくのに。

○会長 わけておかなければ何か不都合があるのかというようなことだと思うの  
ですけどね。

○事務局 こちらのほうは、家がもともとあって、そこに乗せるものという基準  
でございまして、基準をつくる、今回設定するときに、一体型のものとあと乗せる  
もので、景観形成基準のほうが若干違いますもので、それで工作物①という形でカテ  
ゴリ分けをさせていただいております。

○事務局 最初に、昨年ですね。太陽光パネルどうしようかという議論のきっか  
けになったんですけれども、今ここでいう、工作物①という案件がでてきたからです  
けれども、このときに何か太陽光パネル、後からつける場合は、建築確認のほうでは  
見ずに、工作物として扱うと、詳しいことはよくわからないんですが、そういう庁内  
での話があったから、こういうわけ方に最初していたんですね。

そこから、ちょっと余り吟味せずにこのままきちゃっているというところが実はあ  
りまして、ちょっと再度、建築の専門家がないので、私どものほうに専門家がいな  
いのであれなんですけれども、表現が適切じゃないという御指摘だと思いますので、  
ちょっとわけ方はこのままでいくにしても、名称を工作物①ではなくて、建築物の付  
帯設備みたいな、もうちょっと例えが何かあれば変えていくということで、ちょっと  
建築の担当とも相談して、考えさせていただきたいなと思うんですけれども。

どういう風に考え方を定義して、わかりやすい表現にするかということだと思いま

すので。

○委員 資料4というのがございますよね。その中に、建築物と工作物とわけてあって、建築物の中で新築、増築、改築、その下に外観を変更することとなる修繕と書いていますよね。その伝統的沿道景観重点地区のところも建築物の中で外観を変更することとなる修繕でその行為に係る面積と書いていますので、ここでははっきりと建築物と書いているので、だから、今度は届出の、こちらもそれに合わせたほうがいいんじゃないかなという気がします。でないとわかりにくいので、これも工作物なんだなみたいな。

○事務局 今、御指摘いただいたところ、ちょっと再度整理させていただきます。今、おっしゃられた建築物の付帯施設とするのか、建築物一体のものの変更とみなすのかについても、少し含めて整理をさせていただきたいと思います。

昨年の5月くらいのときにも、この工作物という考え方で出させてもらっていたので、私どもはそこら辺が一つ、そういった形ですつときていた感じもありまして、今、御指摘いただいた部分は、まさしくそこらも含めて再度整理したほうがいいかなと、私も思いましたので、そこは少し時間いただきたいと思います。

○会長 確かに、当初の議論は、今ある家に屋根に乗せるとか、それから一番問題だったのが、畑に全面的に乗せるようなものということ、そういうようなものは明らかに工作物というカテゴリでよかったと思うんですけど、家と同時に建てるのと、家ができてから上に乗せるのと結果的には同じものになるのかなという気もしないではないですね。確かに。

届出の方法として、大分違いがあるんですかね。

○事務局 届出の方法としては、一体として、建築物を新築で建てるものについては、建築確認が必要になると思います。

後から乗せるものについては、ちょっと建築のほうにも具体的に届出が要るのかどうかという部分を含めて確認をしないといけないんですけども、後から乗せる分についても、家は建っているものでございますので、特に建築確認上の申請は要らないという形が出てくる可能性もゼロではないと思います。

○会長 実際は、景観形成重点地区だけで問題になることで、それ以外のところでは、ほとんど届出不要にしましたから、余り問題はないと思うんですけど。今のようにもしも、実務において、やっぱり区別があったほうがいいというなら、それは必要だと思いますけど、余り意味がないのならおっしゃっているようなカテゴリでも別に構わないかなという気もしますけどね。

○委員 済みません。今の話を伺っていると、後から乗せる場合は、届出なくてもいいものもあるわけですよ。だったら、そこの、これは絶対届けないといけないんだよというところをしっかりとおさえないといけないわけですよ。それ知らないうちに乗っていました。それをどうやっておさえるための手続を作るのが、どうしたら一番自然かというのが多分一番問題ですよ。

○事務局 だから、そこは今、御指摘いただいた文字の表現の仕方、おっしゃるように建築物という形の中で、もしクリアできるのであれば、そのほうが、本来は建築物の付帯設備になるのかなと。あとからできたやつはそういう形でもいいのかなという気がします。全部整理をさせていただきたいなと。

多分、わかりやすく上に乗せるから工作物という、最初から御議論もいただいていたような感じになっていますので、その辺は、最終市民の皆さんに広く基準として示していくときに、それが適切かどうかというのは、再度、川崎理事が今、申しましたように、建築担当と整理して、しかし、届出はしてもらわなあかんようにしておかないと、それが抜け目となって、結局届出してもらえないというのも、またあかんかなと思いますので、そこらも含めて適切な表現で整理させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○会長 どっちにしろ、景観形成重点地域で10平米を超えるモジュールは届出してもらわなあかんわけですね。これは、きちんと書いてあるから、これは問題ないんですけど、建築物一体型と工作物①のそこのわけ方が何かわけなければいけないのかどうかというところをちょっと検討していただけますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

○委員 話が複雑になるかもしれませんが、きょういただいた資料6の2ページのところに、陸屋根の上に乗せるときの、これも工作物になるのかという話ですけれども、そのときの3番目のところで、ルーバーによる目隠しをするという話が出ておりますよね。

これ、ルーバーの意匠的なところというのは、どういうふうにして考えるのか。景観のほうから考える視点もあるし、それから、じゃあこれは、ソーラーパネルと合わせて工作物とみなすのか、あるいは、建築としてみなすのか。そういったところも含めた上での検討が必要かなという気が一ついたします。

○会長 ありがとうございます。そこはどうですか。

○事務局 おっしゃるとおりかなと思います。ちょっとそこらも含めて整理しないと。単に、私たちは太陽光を隠せばいいかなという考え方で思っていたんやけど、



それも隠す上で、それもまた工作物にするのかどうかということだと思いますので。

○委員 ルーバー自体を要するに目立たないものにしたいわけですよね。それが派手な看板だったりしたら困るという、例えば。

○事務局 はい、そうです。

○委員 それを規制する条文がどこかに、どこで規制しているのかという。

○事務局 資料の4の21の8のところなんですけれども、8から9にまたがる場所なんですけれども、陸屋根に目隠しする場合において、太陽光パネルの最上部をパラペットに乗せたりして、できるだけ後退して見えにくいようにしてくださいというのがございます。

それにより難しい場合は、ルーバー等の目隠し等を講じて、建物本体および周辺景観等の調和に配慮したものにしてくださいという形で、ルーバーと周辺景観調和に配慮してくださいという意味合いで、設定をしております。

ルーバー自体の配慮につきましては、個別には今現在のところでは、基準としてはございません。

○事務局 今、御指摘いただいているのは、まさしくルーバーを景観に配慮しないと意味がないということをおっしゃっているのかなと思いましたが、そういう表現でやっぱり整理しないと、単にそれをルーバーとかで目隠ししてやったらいいじゃない。もう少しルーバーについても当然景観に配慮しながらしていくというような表現に直してはどうかというようなことなのかなとお聞きして思いましたので。

○委員 そういう部分の景観と、あと、ルーバーの材質なんかでパネル自体が反射が結構きつくないとか議論していましたよね。そういうこととか、そもそもルーバーの高さも目隠しをするのに必要最低限、必要かつ十分な高さで、余り余分に飛び出しても、またいろいろ起きますよね。その辺の話を何か少なくとも、この工作物で出てきたときに、思うような指導できるような、何か文言が。本当はあったほうが。

○事務局 多分、原則は見えないようにしてくるんだと思うんですね。ただ、太陽光ですので、どうしても日の当てる関係もあって、目隠しということになっているのかなと思いますので、ちょっとそこらも今、御指摘のあるものをちょっと整理させていただくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

○会長 この資料4のほうでは、ルーバーのことも赤で書いてあるから、つけ加えていただいたものだと思うんですけれども、こちらの施行規則や条例の中にはそういうことは出てこないんですたっけ。

○事務局 条例と施行規則につきましては、基本的に届出に必要な要件を定めて

いるのみでございまして、条例の文書の中には、景観形成基準の規制はしていなくて、全て景観計画の中でうたっておるとい形になります。

○会長 　　だから、この資料4の文書が、いわば具体的な方向性を出しているものだということ。

○事務局 　　具体的には、この景観形成基準に基づいて、指導とかお願いとか協力のことをしていくという形式になるものということでございます。

○会長 　　だから、ルーバーで目隠しを講じるというけど、ルーバー自身どんなものかということが必要だということですね。

○委員 　　そういうことです。ルーバーの定義が出てきていないので。

○委員 　　ただ、今は太陽光パネルだけなんですけど、例えば、室外機だとか、あぁいったものも隠すようにということで御指導を受けるので、その場合に、ルーバーで目隠しをするのですが、やっぱりそういう景観地域なので、それなりにやっぱりルーバーの彩度とか、それなりに全部チェックを入れて、それから申請を上げることのほうが多いので、そして、もう一つは屋根の上に乗っけるものですから、風も受けるし、重いものを乗せたくないわけですよ。それほど大きなものは具体的には乗ることはないと思われませんが、余りルーバーの色彩まで細かく御指導いただくことはないですね。そういうものは隠してくださいよということはあるんですが、ただ、室外機なので、余り隠してしまうと空気が逃げなくて、そこはやっぱり少し注意点がありますのであれなんですけれども。そこまで余り規制されているのではないです。

○事務局 　　当然、私どもでこれを書いているということは、ここでいろいろなお願いをしていく中で、そういう今、皆様方にいただいている御意見を当然意識しながら、最後に書いておりますような周辺景観との調和というのを原則にしていくということで指導していけばですね、一定御理解、設置される方も御理解もいただけるんじゃないかと、そういう視点で、単にそれがいわゆる広告看板で目隠ししたからいいなんていうことは、多分周辺と調和してないでしょ、ということの指導をしていくのも一つかなと今、お話を聞きまして、それらも含めて考えていきたいと思っております。

○会長 　　ありがとうございます。

　　ルーバーについては、前からも言っていたんですけど、ルーバーそのものをどうするかというのが、今、初めて言われたというか指摘していただいたかもしれませんね。

○委員 　　ルーバーそのものも、すごく心配りはしてふだん設計していますとおっしゃられているけど、これから太陽光がふえて、大きなビルになれば、大きなものを

乗せたい場合もあるし、そうするとどういうものが出てくるかというがあるので、その何かよくあるルーバー自体、建物となじむものということで、指導しやすいような文言を入れられておくのがやっぱりいいようなという、そういう意味であります。

○事務局　　はい、ありがとうございます。

○会長　　その辺、少し御検討をください。

それから、同じく少しそういうふうに加えていただいたという意味では、工作物②、③の地上設置のもので、この資料の6で見ますと3ページのところに工作物②、③がありますが、1では、例えば、生垣等の植栽による目隠し措置を講ずることとか、規模では、目隠し措置の高さより低くすること、これ前に、きょう資料を配っていただけていますが、帰帆島の設備のところ、この審議会ですごくいろいろ御議論いただいたところだったと思いますが、それをくみ入れて、この文言の中に取り入れていただいたところでございます。

これについては、いかがでございますか。

○委員　　今の議論とちよつとかぶるところがあると思うんですけども、資料4で、私もきょう初めてなので、ちよつとこれまでの議論がちよつとよくわからなかったんですけども、この行為として幾つか建築物、工作物というのがあるんですけど、その外観を変更するという部分の定義というのはどこかにきちつと載っているのでしょうか。

というのは、先ほどの議論の中でもありました、資料6の例えば、2ページ目のルーバーの話が議論になりましたけれども、例えば、このパラペットの高さ以下というような、この視点、地上からの目線というんですかね。これだと丸というふうになっているんですけども、いわゆる外から見えないものも外観を変更するというような定義になるのかどうかについて、外観を変更するというのが、どういうものをもって変更するという部分になるのか。

先ほどのクーラーの室外機とかというのも、もしかしたらそれは、そういうのも外観を変更するという部分までよめてしまうものなのか。初めて議論に参加するので、ちよつとそこら辺のところを教えていただければと思いますけれども。

○事務局　　建築物の外観変更につきましては、主に建築物を外から見たときの見た目がごろつと変わるというのを想定をしております、屋上に乗せて、外から見えないところについては、大きく外観を変更しないところにはなるんですけども、ただ、景観条例等の届出等はこちらもちよつと担当等に確認しておりましたら、屋上等で下から見えないところも、大きく色を変えるとかという形になると、外観変更に当

たりますということなので、配慮いただく基準としては、見えないようにという形をとっていただいても、10平米以上のパネルを乗せる場合は、届出の対象になるという形になります。

○委員 できれば、そういったことであれば、外観を変更するという定義をどこかに明記しておいたほうがいいのかなと思いました。

○会長 ありがとうございます。

おっしゃっているようなことは、前でもちょっと議論をしまして、今、例えば、屋上に乗せたものが、下から見えなかったらそれでいいのかと。例えば、それより高いビルへのぼったら全部見えるじゃないかと。それで、どんどん景観が変わっていくことをどう考えるんだというような話もあります。

それから、もっと離れたところで、例えば、典型的には山の斜面が、全部パネルに変わったときに、どう考えるんだと。しかも、それは自分たちの行政区域じゃないところでそういうことが起こっていくわけですから、当然景観という場合に、単に地面を歩いている目線からだけでいいのかとか、その辺の議論はやったことがあるのですが、なかなか難しいですね。

それで、いろんな規制をかけていったら、これまた切りがないので、そのあたりをとりあえず今のところは、地面を歩いている人の目線というもので、このルーバーとかも考えているわけなんですけれども、本当、少し高いビルから見たら、どんどんふえているわけですね。

だから、そうすると特にこの重点地域なんていうのは、瓦一つ変えてはいけないみたいな話にもなりがちなので、もうちょっと御意見をいただいて、その辺も将来の課題としては必ず出てくると思いますけどね。

○委員 よろしいでしょうか。そういう意味で、この議論は非常にいい議論だと思うんですけれども、太陽光パネルだけに特化して話すのであれば、いわゆる今、先ほどの議論ではないですけど、建築物、工作物という部分のところのカテゴリ云々という議論ではなくて、もう太陽光パネルの設置の届出というふうにしたほうが、整理がつくといいのかなというふうに思っただけなので。

○会長 言うとおりでと思います。

ちょっと僕も今、いろんなことを言い過ぎましたけれども、この本日の議論は、太陽光パネルの議論に限らせていただいておりますけどね。

ただ、景観というものがなかなか理解されにくいというのが、いろんな面でそういうのがあると思うんです。

でしょうか。ほかに、どんな観点からでも結構ですので、どうぞ。

○委員　　ちょっと前回どこまで議論したか記憶がないのであれですが、この届出対象がモジュール面積の合計1,000平米、これが以外と大きいなという印象をすごく受けたんですけど、1,000平米以下は届けなくていいよというのは、1,000平米って結構大きいですよ。それが、高さ13メートル、これも私は今までの工作物はこうだとか、13メートルで届ける、それがいいのかと、そこもちょっとひっかかるんですけど、それ以上にやっぱり面積1,000平米というのがすごくひっかかって、さっきの御説明だと根拠としては、一つは農地転用のところで、太陽光パネルの最大の面積が1,000平米で、最大が1,000平米だったから1,000平米以上を届出対象にするか、ちょっと考え方としては、これがすんなりいけるのかなということと。

それから、2番目の国定公園内とか、普通区域の面積基準とか富士宮市の例が、ちょっとこれは、私がよくわかりませんが、ちょっとこの1,000平米が、モジュール面積1,000平米ということは、面積でいうとその2割、3割増になるわけで、ちょっとこれがどうなのかなと、すごいひっかかっているんですけど、いかがですかね、その辺は。

○事務局　　1,000平米のところなんですけれども、今回策定していくに当たって、既存のもの、市内の既存のものが大体1,000平米くらいというものもあるんですけども、その他、既にそういう基準をつくっている他市町を整理していたんですけども、そちらのほうにつきましては、一部重点地区のもっと狭い範囲を指定しているとかいうのを除けば、大体1,000平米から2,000平米、5,000平米、1万平米というのが多くて、その中から全国的に言うと、一般区域で1,000平米というのは、どちらかというと厳しいレベルになっております。

一点、国定公園の普通区域というところの基準が1,000平米という数字を使っているのもございまして、その数字を参考にしながら、草津市内の一般地域でも1,000平米という形で整理をさせていただいております。

○委員　　要するに草津市が景観として、どういう考え方でやっているかということにつながるとは思うんですけど、ほかのところは1,000平米だから草津も1,000平米ということはわからないのではないんですけども、私、例えば、看板について言うと、草津市はすごい頑張っていると思って、景観頑張っているなという印象を受けたんですけども、太陽光パネル、モジュール面積は1,000平米で本当にいいのかというのが。これはもうちょっと、じゃあ幾つがいいのかという私にはわ

からないんですけれども、もう少し何か考え方があるのかなという印象はちょっとしているんですけれども。

○事務局　　たちまち、現在の範囲では、1,000平米が届出の基準という形では設けてはおるんですけれども、その他、開発のほうで、土地の造成を新たに行う場合というのがございまして、そちらのほうですと、500平米以上の敷地を造成する場合は、都市計画課のほうに開発の事前協議というのが回ってきますので、そちらのほうはそちらのほうで太陽光パネルを設置する、仮に800平米だとすれば、事前協議が回ってきた段階で、景観の届出は要らないけれども、基準があるのでそれに配慮してくださいと指導することは可能でございますので、そちらの方法で指導していくことも現実、今、基準をつくっている中で、事前協議が一件あがってきたりしたこともございます。そういうところの照会で、ちょっと目隠しをお願いしますというところで、協議の意見をつけたりはしております。

○委員　　こちらは、後で景観形成基準のほうで御質問をしようかと思ったんですが、1,000平米以上、届出対象以外は、一応、農地ですねこれでは。けど今のお話だと、対象の届出除いて500平米以上は、ある程度行政側の意向は伝えられる。

○事務局　　現実、この前も一件上がってきたんですけど、それは開発で500平米以上を超えますと造成などする場合は、開発の事前協議が上がってきます。それは、1,000平米なかったんですけども、モジュールがなかったんですけど、同じように目隠しをしてくださいということで指導もしていますし、こういう基準が今回つけますと、これと準用して、同じ基準で小さい、大きいにかかわらず、目隠ししてくれというふうに、逆に言いやすいかなと思っておりまして、小さい家の敷地に設置されるものをどうするかというような議論も、一定御商売で、売電されて、売られて収益を上げてみたい御商売として、自分の家のエネルギーを使うのと、38円の買い取り価格の中でやられるというのと、差をつけていこうと思うと、一定の規模の面積がないとなかなか売電にならないので、1,000平米、他の自治体との基準で1,000平米ということにさせてもらいましたけれども、それより小さい1,000平米を満たさなくても開発とか出てきた場合は、この基準があることによって、そういう指導も合わせて要綱ですので、あくまでお願いになるかもしれませんが、そういう指導はどんどんしていけるかなというふうに思っているところでございます。

○委員　　今の言い方でいうと、ここの1,000平米を500にするのは難しいんですか。500平米で開発基準で結局チェックするわけだから、最初からこの景観形成基準を500平米にしたほうがいいんじゃないかというのは、なかなか難しいん

ですか。

○事務局長　それは、造成のある場合ですので、普通にもともと造成のない作業、資材置き場みたいなところで、単にやられる場合ですと、そういうのが出てこないということになりますので、そこら辺をどう見るかなで、細かいところまでやるのかやらないのかと、特に、いわゆる自然エネルギーの活用と一定の景観配慮という中のバランスの中で、他の事例も参考にしながら、1,000平米という基準を今回させてもらったのが実情でございますので、今後、運用、実際1,000平米を超えないばかりが逆に出てくるようなことを想定、基本的にはやっぱり広い面積にたくさん作らないと、買い取り価格が今、非常に安くなってきておりますので、小さいところで少しだけつくってというのは、なかなか採算が合っていないと思うんです。逆に言えば、それで、やっぱり一定の規模じゃないと、なかなか売電されて、一方で、御自宅で先ほどは、もともと家のところに屋根をつけるやつですと、重点以外は届出不要としているのは、今、積極的に、自然エネルギーを少し使っていただいて、自分のところの家の電気は賄ってもらえるようなことも自然エネルギーの活用としては大事じゃないかなと、そのバランスの中で1,000平米というのを今回、いろいろと議論はあったんですけども、1,000平米、先ほど、中野グループ長が言いましたように、5,000平米だったり1万平米というのがある中でも1,000平米というのが、最も適した、唯一500平米というのがあったんですけど、それは全て500平米なんです、届出基準が。太陽光だけ500平米ということではなくて、全て500平米という基準の中の500平米というのがありましたので、そこまでということで、今回1,000平米ということで整理をさせていただいたというのが実情でございます。

○会長　ありがとうございます。

ただ、800とか中途半端な数字にするのは根拠は何だと言われるわね。1,000平米というと、昔でいうと1反ですよ。ほぼ1反ですよ。

○委員　よろしいですか。関連してですけれども、根拠でいわゆる自然公園法の普通区域内の面積基準を引用されているということなんですけれども、自然公園法ですと、いわゆる水平投影面積の1,000平米というふうになっているのですが、今回、草津市さんの案では、いわゆるモジュール面積というのを出されているというのは、何かお考えがあってやられているのでしょうか。

要は、斜めになっているから、水平よりかは厳しくはなるということではあるんですけども、ただ、引用しているところで、要は普通区域の面積、線は一定のある線

だと思えますけれども、要は、水平とモジュールとの違い、それと、これが現実的にあるのかどうかあれですけれども、例えば、そういった普通地域と、この草津市さんの設定される景観のその重点地区がかぶってきた場合、要は、基準が2つ出てくる恐れがあるのかなというふうにちょっと思ったので、なければあれですけれども。

○事務局 国定公園のほうにつきましては、今年6月に基準が改正されて公開されたところなんですけれども、そちらについては、対象としては1,000平米、数え方として、水平投影面積の合計ということで、いったら図面上の面積の合計という形になっております。

草津市のほうは、平面のものしか設置しないということであれば、同じような感じもできないこともないんですけれども、今回柱の上に建てて、可動式というのも想定にしておりますので、そうすると図面上の面積のいつの時の面積を参考にするのかで面積が図面上は変わってしまいますので、そういうことも踏まえて、水平投影面積と比べますと、ちょっと厳しくなりますけれども、モジュール面積の合計ということで統一させていただいております。

国定公園の普通地域と、草津市の景観区域が重なるかどうかということにつきましては、今現在、草津市域の中の普通地域というのが、ほとんど琵琶湖面でございまして、たちまちかぶることはないと考えております。

○会長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 今のにも少し関連するのかもしれないけれども、この資料の3の3ページ目、今言っておられた1,000平米のところの理由として、市内に農地転用許可を受けたパネルが最大1,000平米と書いてあるんですけれども、これ最大が1,000平米やから、景観上良いか悪いかというのはわからないと思うんですね。もう少し、多分、1,000平米でいくならいくで良いが、何で1,000平米やねんというのをもう少し、景観らしい理由が、説明ができたほうが市民にはいいかなと。理屈っぽい人がいたら、最大でやからいいのかというふうになっちゃうかなというのがあります。

もう一点、南草津のほうに、支柱型のやつがありますよね。これを見ていると、高さの制約があるのかな。いずれにしましても、同じ工作物の類型である煙突とか鉄塔とかアンテナとかというのは、見ていて安定感、そこそこ安定感があるし、大抵スリムなものが多いし、そう景観的にはインパクトがそう大きくはないかなと思うんですが、この支柱型の大きなモジュールがどんと宙に浮いているようなやつは、かなりインパクトが大きいかなと思います。



市民の方に説明するときも、あれが景観的には支障がないんだということが説明しきれないと、多分一般的な感覚で言えば、かなり目立つんじゃないかというふうに思われちゃうので、そのあたりをうまく説明できるか、あるいは、ルールを変えるかということかなと個人的に思います。

○会長           ありがとうございます。これは、どうでしょうか。

○事務局           支柱型のもの、主に草津市内では、ただ一基だけ南笠のほうにあるということで建っておるんですけども、あちらのほう、立地がかなり開けた場所で、JRから見えるところに物すごいインパクトが大きいとは思いますが。

ただ、宙に浮いているパネルのように見えるというところで、そこをもっと低くという基準を考えたりもしていたんですけども、やはり市内の建築物とか、既にあるもの、これからつくられてもおかしくないものとかで、従来の基準ですね。煙突、アンテナで、アンテナという別に、携帯のアンテナなどを限っているわけではないので、いったら上にでっかいパラボラがついたようなアンテナ等が建ってもおかしくないような状況にはなっておりますので、そういうのと比較して、まあまあ既存のものに合わせていこうという形で設定はさせていただいております。

構造物一個、一個の構造を持って、全て規制内容を変えるというのはなかなか難しいものでございますので、既存の基準をあてはめつつ、パネルの色彩等も配慮していただくという形で設定させていただいております。

○会長           たまたま太陽光だから問題なので、あれが普通の建物と同じ形だったら問題にならないというのは矛盾じゃないかという話があったんですけどね。

○委員           屋根につけるにしても、壁面につけるにしても、建物というのは、我々の認識としてはあって当たり前であり、建物についているというのは、非常に違和感がなく感じる。だから、つけ方、もののあり方によって良いのかと。

○会長           おっしゃることはわかるんですけども、そういう話もあって、こんな今は、例えば、個人的に太陽光パネルが非常に景観の中で異質に感じますけれども、そのうち、それが全然異質でなくなる可能性もあるかなというか、あのときに言った話では、ビニルハウスができたときに何ていう変なものだろうと思ったけれども、今はそんなことは思わなくなりましたわね。

何かちょっと、だからこの形態だけで、景観に、つまり景観にいいか悪いかというのは非常に主観的なものも入ったり、難しいんですね。皆さん、どういうふうにお考えでしょうか。

○委員           景観にいいかどうかだけだったら、やっぱりやめたいですよ。ただ、

だからこれが一応、再生エネルギーの発電だということで、環境的には推奨したいという話とのところで、どこでおさえるかなんですよ。それだけやと思うんですね。

今、思っていてぱっと見ていたんですけど、この屋根に後から付帯、工作物①型ですね。これ景観形成重点地区なんかじゃないと届出不要なんですよね。実は、水曜日に私の大学の学内の会議があって、龍谷大学、和歌山のほうに太陽光発電をつくっているんですけども、あんなところにつくってお金をかけるよりも、深草の京都の中の大学の建物の屋上に、端から太陽光パネル乗せたほうがよくて、自家発電に回すほうがよっぽどあれなんじゃないのみたいな話が、半分余談ですけど始まって、でも京都のこの場所で、そんな大きなパネルを乗せたら景観上どうなるのと、景観基準との関係で絶対しんどいやろうとか、思ったんですよ。

それで、京都だと多分そうなんですけど、本当に5階の教室の窓からぱっと線路の向こう側の北まで山が見える状況なので、例えば、届出不要で、立命館さんがBKCの教室棟の屋根に全部端から太陽光パネルを乗せるとか言ったら、どんなんなるのかなとかね。例えばですけどね。この新庁舎の屋根に乗せるとか言ったら、どんなんなるのかなとか思うと、何か余り見た目的にはやめてほしいんですけど、大学が自家発電の設備をある意味、緊急避難場所として、例えば、ライフライン切れたときに、あれを使って、地元の住民の避難場所として使いますとかいうシナリオを例えばつくって、そういった話だけ聞いたら、あつていいんじゃないのってなるんですよ。その辺のラインをどこでひくかという、結局そこだと思うんですよ。

だから、さっき売電系は厳しく、自家発電はとおっしゃっていたけど、それ以外にも公共のとか半公共の建物だと、屋根の面積も大きくて大きいものが乗るという話というのは、幾らも実はあつて、そういうのをどう考えるんでしょうというのが。本当に東日本のような地震とかがあつたときには、例えば、立命館のように全部ついていて、ある程度のような発電量が確保できてとか言ったら、避難場所としては、多分有効ですよとかね。

そういうのを含めたときに、どう切りわけののかなと。くるくる回るのとかも、個人的にはやめてほしいんですけど。個人的には。

○会長 悩ましいところでしてね。

○委員 その辺がね。

○委員 もう一つ、太陽光パネルで今、私かけているのは、デザインする心かなというのがすごく思っていて、例えば、高速道路について、昔の高速道路はやっぱりデザインされていなかったり、すごく無骨だったんですけども、最近の高速道路は

みんな、こう流線型できれいになっていて、それなりにこうデザイン的にもおさまってきている部分があると思うんですけど、今ある太陽光パネルとか地上設置型もそうですけど、やっぱりデザインされていない。

特に、地上設置型でいうと、足元は配線がごちゃごちゃしているし、何か本当に安っぽく作っちゃっているなど。さっきおっしゃっていた、南笠のあそこもそうですけれども、きょうちょっと私、ぱっと見ただけなんですけれども、やっぱりデザインされていない。だから、ああいうのをきちんとデザインされていたら、私は一つの景観としてなじんでくる可能性もあるかと思うんですけど。

だから、本当を言うと、私はこの景観基準の中に、そういうデザインしてください、しっかりデザインしてくださいということを入れられたらいいなと思っている、なかなかそれは無理なんであれなんですけど、やっぱり方向性としては、これから環境との共生ということで言うと、やっぱり景観と環境との兼ね合いで言うと、太陽光パネル設置していいけど、それなりのデザインをしてくださいという方向性が大事になるんじゃないかと思うんですけどね。

○会長 全くおっしゃるとおりだと思いますね、私。ただ、それどこがやるんでしょうね。デザインというのを。

○委員 多分、相当お金がまたかかるので、やっぱり私は設置者であるとか、デザイナーがやるべきだと思うんですけどね。

○会長 そうですね。最近、草津以外もこのあたり、ちょっと歩いていると物すごくふえていますね。地上に設置している、大規模なものはかなりありますけれども、丘の上とか、それから、要するに今まで土地利用していなかったところを積極的に企業が囲い込んでやっているようなものが物すごくふえていますけれども、今、先生おっしゃったように、下のところの土台が無骨そのもので、本当に、下から見ていたら何だろうなというのがいっぱいありますね。そういうのはどうなんですか。業者は、そういうのは考えているんですかね。

○事務局 私も余りそこはわからないんですけども、基本的には今の売った費用と設備の費用で、損得勘定じゃないですけど、そういうところを業者さんはやられて、これをやられたら得ですよというので、8年か9年でペイできますよと。耐用年数は20年ありますよというようなところの議論でやられているのが正直なところではないかなというふうに思っております。

今、森川先生おっしゃったような、そういうような部分というのは、なかなか配慮できないし、私自身、というか都市計画サイドとしても、自然エネルギーのためやっ

たら何でもええんねんやと。全てウェルカムでやるんやということは、やっぱりよくないやろうと。

やっぱり草津市自身の景観というのは、周辺地域の調和であったり、そういう周りとの周辺との違和感のないバランス的な調和を大切にしているというのが、景観計画の視点かなというふうに思います。

当然、陸屋根ばかりのどこやったら陸屋根にしてくださいとか、勾配屋根のどこやったら勾配屋根ばかりにしてくださいと、こういう指導をしている中で、周りに違和感のある地上型の太陽光がきて、これ自然エネルギーを盾にやってもいいというのは、やっぱりあかんので、一定目隠しの配慮は、何かして、ちょっとでも目立たないようにやってほしいというのが地上型。

ただ、支柱型については、かなり議論をさせていただきました。そしたら、規制ができるのかどうかとか、おっしゃるように確かに違和感がありますし、そしたらああいうモニュメントをしたときに、モニュメントは美術やから極論言ったときに、モニュメントしたところは良いと。どういう極論で言ったら、そういうようなときに、あれは景観上好ましくないとかですね、そういうのが言えるのかどうかとか、いろいろ、全体としては、工作物全体をどういうふうに見ていくのか、高さも含めてですね。

そういう全体の中、太陽光だけということではなくて、さっきも言いましたように工作物全体をまた今後、皆さんといろいろな議論をしながら、そういうところの中でしっかり整理していければなというふうに考えております。

とりあえず今まで届出のなかったものは、一定届出をもらうということだけはしてもらって、配慮できることはしてってもらおうというのが、まず第一歩かなというふうに考えて整理したということで御理解をいただければなというふうに思います。

○会長       そういう意味では、今日準備していただいたもの、帰帆島のはこれ前回この景観審議会でたくさんの御意見をいただいて、ぜひこういう方向でやってほしいという意見をかなり出して、それがどれだけ実現、受け入れられているかということを示していただくために準備していただいた資料なんですけど、ちょっと説明していただけますか。

○事務局       矢橋帰帆島メガソーラーの現在7月9日時点での現状でございます。

工事自体、まだ最中でございますけれども、たちまち湖岸道路側からはですね、既存の植栽が残されておりますので、見えないという形になっております。

写真の地点4からは、帰帆島の橋から撮影ということで、ちょっと木がずれているところがございますけれども、それについても目を凝らさないと見えにくいような形に

はなっております。

島内からも、⑤のところからは、既存の木がありますので、広く見渡すと立ち位置にもよるかとは思いますが、ちょっと離れると木に隠れて見えにくくなっているという状況でございます。

まだ工事中でございますので、ちょっと⑦のところとかは、まだ板塀とかがはっておりますので、そこはまた工事の進捗に応じて確認していきたいとは思っておりますが、たちまち公園の外からは、外周の緑がございますので、もっと離れたら全然見えないという形になっております。

○会長           ありがとうございます。

当初は、これ1、2、3に見えているような植栽も、何かある程度切ってしまうみたいな話があったんですね。それは、やっぱりきちんと残して、一番御意見いただいていたのは、やはり帰帆島の西側を通過する道路から、どれだけ目立たないように、その中にあるものがうまく隠れるような形で、ぜひ植栽を残してほしいというような御意見をこの審議会でたくさんいただいたので、それをお伝えしたところですね、当初どうなるかというところもあったようですけれども、結果的にこういう形で、審議会の意見を聞いたからかどうかわかりませんが、我々はそう思っておきたいとか、その結果こういう形で中の施設は、直接見えないようになっているということですね。

特に7番なんて、これもともと何もなかったところにつくっていますから、フェンスがそのままになっていますけれども、これでき上がった後に、できればまた植栽みたいなものをつけて、1、2、3ほどではないにしても、4や5のような感じのものにしてほしいということを申し上げているので、それが実現していただけるというふうに考えているところでございます。

完成するのが、ことしの10月、秋なんですね。

○事務局           この看板を見ていると、10月31日までが工期ということになっていますので、計画自体は、一定緑のフェンスであったり、植栽、低木を植えていくような計画もしていただいておりますので、できたときはまだ小さい、確かに見た感じだけど、いずれ低木が広がっていくと、またこういうような形で、できるだけ、今すぐ大きい木を植えられるかいったらなかなか難しい。そこらは、ちょっと長期目線で見えていきながら。ただ、湖岸道路から御心配いただいたことは、今現時点では、こういう全く見えないといえますか、見えにくい状況がございます。

○会長           ありがとうございます。

これは、御報告しておこうと思って準備をしていただいたわけでございます。

いろんな方向から、どうぞまだ発言されていない方々、どうぞ。

○委員 資料6の件なんですけれども、これまだ完成品ではないとは思いますが、これも、これから設置をしようとする方々にお渡しになる分として、そういう方向から見たときのことをちょっと言わせていただきたいと思いますけど。

まず、その中の2ページの下の段の図ですね。建物が3つあって、ペケ、丸、丸と書いて、こっちの下段なんですけど、この辺を見たときに、いかに規制をしようか、いかに文書化しようか、いかに数値化しようかとはっきりさせようと観点からつくられたという意味では、仕方がないのかなという気はするんですけれども、これから作ろうとされる方が見たときに、何でやと思うのがやっぱりここの中に含まれてくると思うんです。

例えばで言いますと、この3つの建物の中の真ん中と右の端と比べて、パラペットの高さ以下の部分とパラペットの高さ以上の部分で区別されているんですけれども、例えば、仮に人間が見ている目線だけで言うと、一番右端の区分でもルーバーで隠さなくても、この太陽光発電のパネルは見えない状態ですよ。

実際に建築物を建てられるときには、いろんな状況があるから、このパラペットよりもちょっとでも高ければ見える可能性もあるし、1メートルも2メートルも高くても見えない可能性もあるし、また、建物の外壁から、今例えば人間が立っている部分、これまでの距離感、例えば、そこが道路であって、その道路が2メートルしかない場合、10メートルある場合、50メートルある場合、それによって、この目線の斜線が変わってくるわけですから、このパラペットの高さ以上というやり方の区別というのは、現実には合っていないと思うんです。

規制という意味では、どうしてもどこかできれいに線をひかなきゃいけないという方針でつくられているというふうに、私には見えてくるんですけれども、例えば、こういう場合に必ず一旦申請というものがありますので、表から見えてこない場合は、オーケーとか、そういうふうな柔軟性を持たせて、一旦申請をするわけだから、そこでの相談という形の、何もかもが全部規制で、全部文書で、全部図面であらわさなくても、大よそこの検討ですよというちょっと柔軟性を持たせて、例えば、その真ん中の線のところのパラペットのぎりぎりのところで書いて、表から見えないんですけれども、例えば、30センチ、50センチ出しても、建物の大きさとか塀とかパラペットの高さによって見えない可能性も十分あるんですよ。

そういうときに、わざわざルーバーをつけたら、せっかく何も見えないものがルー

バー見えるじゃないという。そういう恐れもあります。

それと同時に、あくまでもこれを建てようとする方の意見の代理という、私は建てないけれども、意見の代理、こういう意見が出てくるであろうということを考えてみると、ここは今太陽光のことを論じているから、これはこうだと思いうんですけれども、つくろうとするときに、じゃあ太陽光発電のパネルじゃなくて、広告物の看板やったら構わないのかとか、それから、水を受けるタンク、ためるタンクですよね。タンクだったら、実際の制限があるのかないかわからないですけれども、タンクだって結構目立ちます。恐らく太陽光のパネルよりももっと高いものが立つ。もっと目立つものが立つ。

その中に、建築としての基準と景観としての基準がうまくかち合った中で、ものがあるのか、建築基準法で大きさどうのが決まってて景観法で何もなかったら、じゃあタンクは建築基準法で定まっているものならば、黄色だって青だって赤だって何でもいいのに、何で太陽光だけいかんねんというふうに文句が出てくるというような気がするので、何もかもきれいに文書化、数値化されるというのは難しいと思うので、要相談みたいな、見えなければいいじゃないとか、そういうような陸屋根の上でも何でも、そのものを建てる時のタンクであろうと広告物であろうと、のぼりであろうと、何であろうと、要相談の中でそれは担当者の方々の相談の中で決めていかないと、何もかもきれいに文書化されるというのは、非常に難しいし、後で突かれるし、逆に要相談ももっと難しい問題があると思いうんですけれども、やりたい人間からしたら、すみを突いていくと思いうんですよ。だから、そういうふうな柔軟性とか、今の私が言った、それよりもパラペットよりも高くても見えないこともあるんだから、その辺も考慮しなければいけない部分があるんじゃないかなという気はします。いかがでしょうか。

○会長           ありがとうございます。どうでしょう。

○事務局           今回おっしゃっていただいている陸屋根のところなんですけれども、たちまちこちらのほう、重点地区限定の指定にございます。市内の重点地区は、今のところ、琵琶湖岸と渋川のほうの2地区のみになりますけれども、琵琶湖岸の、仮に琵琶湖岸の建物で、見えるか見えないかというところは、やはり景観の重点地区の中で、景観を重点的に守っていく中でどれだけ見えるかと、影響になるかというところがございますので、たちまちちょっと何平米とか、メートルとかパラペットのサイズとかについては、数値的基準としてしておりません。

実際に、その設置をされるときに、建物に後から乗せられる形になりますので、業

者等にきっちり各周辺ポイントからどういうふうに見えるのかとか、そういうのを指導しながら見ていただいた上で、実際のところ最終の形、こうしてくださいという最終指導につながっていく形になるかなと考えております。

○会長　　いかがですか。要するに、10平米ですからかなり厳しいと思いますけれども、実際適用されると。

○事務局　　今の2ページを見ていただきますと、太陽光発電等を設置する場合においては、パネルが公共空間から望見しにくい形で設置に努めることというのが原則になっています。

これは、望見しにくいというところでもかなり厳しくさせていただいているんじゃないかなというふうに思っていますので、ここら辺を先ほど言われた申請の中で、あくまでこれはイメージでございますので、望見しにくいというのは、例えば、この視点から見たらどうなるんですかとかを聞いて、これはやっぱりちょっと見えますねと、そしたらもうちょっとパラペットとかやってくださいとか、そういう指導ができるというようなイメージで整理しているものでございますので、あくまで意匠のほうに書いているのは、望見しにくい形で、望見しない形でと言えるかどうかというのは、これ議論がわかれるところなんで、望見しにくいと。あくまで、そういう配慮しなさいということで、言葉では整理しているんで、そこをどう指導していくかということで考えておりますので、また御理解いただきたいと思えます。

○会長　　10平米以上とにかく申請してもらわなきゃいけないわけですから、それについては、具体的に本当にどういうふうに見えるのかという、かなり細かい指導が入るんじゃないかと思えますけれどもね。

○委員　　今と全く無関係のところなんですけれども、資料を全部把握していないから、既にここにうたっているのかどうかわからないんですけれども、もう一つ疑問は、この資料、これから設置しようとするものに関してのみのような気がして。

ところが、現実起こってくると、一番問題なのは、この設置した後10年、20年たったときに、もう使えなくなって廃棄されて、そのまま放ったらかしという部分がきっと将来何十年、10年、20年、30年になったら出てくると思うんです。

これは太陽光パネルだけじゃなくて、もう今日本全国その他、例えば、建築物であり、例えば、何十メートルという観音像が崩れかかって、非常に危険というものもあるので、今、太陽光というものに限って少なくとも、ここに限ってだけでも既に使用済みの景観上よくない、一旦オーケー出して使ったものでも、いわゆる放置されたものであったりとか、台風で壊れて、もう修理しないでそのまま恐ろしい状態で放った



らかしにされるということも十分考えられるので、そういうものは撤去しなければならない、それを踏まえた上で、設置許可するみたいなことでないと、これは、片方だけの規制であって、後ろが放ったらかしというのは私はすごい怖いと思います。

○事務局　それ全てではないです。空き家対策の特別措置法ということで、空き家対策法ができて、非常に今までですと、空き家は所有者がおられる方に指導してやっておったんですけど、明らかに隣接者に御迷惑をかけるとか、そういう場合については、行政のほうで行政処分といいますか、一定のそういう指導ができるように、法律も変わってまいりましたので、工作物まではなっていませんけれども、そこで家一つとっても、非常にそういうことの整理が今後、これは私ども行政の課題ですけれども、そういう空き家対策についても、より厳しく住民の皆さんに生活に支障がある場合、もしくは空き家がいかにもつぶれかかっている場合は、空き家と指定して、行政で指導していくということになっていきますので、そういう中でやっていくのと。

もう一つは、今言っているような部分をどこまで書ききけるかで、非常に難しいところがあると思うんですけども、例えば、地上設置型についても、先ほど言いましたように、20年ですね。大体太陽光、20年の中で10年くらいでもとがとれて、あと10年はもうかりますよという話になるんですけど、実際あれをつぶすときに、また莫大な費用がかかるというのも事実ですので、そこら辺はどういう形で、また今後、今設置されていた方がどういうふうになってくるかというのはちょっとわかりませんが、そういう問題は、御心配している問題はあるというのは重々承知ですし、どこまでそれが規制できるのかというのは、これは景観法だけでなく建築確認であったり、いろいろなものがかかってくる話ですので、ただ、家をとれば、今そういう空き家対策というのが課題になってきていることについては、一定整理する方向、極端な空き家ですけれども、そういう形で整理していくというふうに今なっているということで御理解いただきたいと思います。

○会長　ありがとうございます。今すぐここに、そこまで書き込むのはなかなか難しいかもしれません。課題としては、十分認識していただいていると思いますし、前も同じことを言ってあれですけれども、特に、企業が設置した広い面積の地上工作物の場合、経営が破綻して企業がなくなってなって、責任とる主体がなくなったときに、あんなものどうにもならないですよ、本当に。撤去するだけでもかなりの費用がかかるので。

だから、そういう問題は、ああいう新しいものについてはいろんなものが出てくると思いますね。

都市計画全体のある意味で、マイナス効果の都市計画自体のそういう都市における、何かマイナス要素をどう処理していくかというのは問題ですよ。

○委員 一ついいですか。私も初めて参加させていただいて、まちづくりの一環という立場ではあるんですけども、余り詳しいことは知りませんので、私もちょっと私見だけで。

いわゆる業者として設置するのと、自分の家庭で活用していく場合のことで、ちょっと中身が変わってくると思います。そういうところの場所が、琵琶湖沿いのところと渋川地区という、草津市ではもうその2カ所だけですよ。

まず、琵琶湖地区のほうでは、民家ってまず基本的に建てられるはずがないですね。渋川のあの辺っていったって、あと新たに、一から建てるということであれば、雑種地とか宅地とか、そういうところで新築されて、後からつけるか、新築やったらもう最初からセッティングで建てるかということになるんですけども、ぱっと私、素人目でこのパンフレットを見たときに、大体で自分の家にもしするというふうに考えた場合、こんなん自分でやるのは無理やから、当然これを業者に頼みますよね。業者に頼んだら、屋根より高くしたりとか、大体近所で見えていますけれども、ほとんど丸の形で、丸の上のほうの形で、近所では設置されていますわ。このペケのような、こんなのはいまだ私、見たことないんですけども、こんな見たことないようなものを一般の市民の人に啓発用として見せて、どんな意味があるのかなと。もっと現実に合ったものじゃないと。自分が買ってきて、パネルを設置するんやったらいいですよ。頼むのは、ほとんど業者が頼むんやから、業者の人がそんな屋根よりも3メートルも高いパネルつけるって、そんなこと常識であるんですかね。

だから、もうちょっと現実に合ったようなポスターのほうが啓発するにもわかりやすいのと違うかなと、ちょっと素人的に思います。

○事務局 こちらの図につきましては、屋根からはみ出ている事例というのが書いてあるんですけども、こちらのほう、太陽光発電パネルについて議論いただいているのがほとんどなんですけれども、一応、想定としましては、同じ資料の1ページ目も一番上のほうにも書いていますけれども、太陽光発電設備等（パネルおよび周辺設備を含む集熱器）というふうに書かせてもらっています。

わかりやすくいえば、昔ながらの太陽熱温水器ですね。これも発電はしないんですけども、太陽光を使う設備という形で想定させていただいております。

過去太陽熱温水器がついている時代に、今はちょっと性能が上がっていて、ソーラーは少ないかもしれないんですけど、屋根からちょっと浮かせて、屋根の一番上から

水タンクがはみ出たりとか、そういう設備もございましたので、そういうことも想定して、そういう絵にはなっております。

太陽光発電パネルだけでは、余り屋根からはみ出すことはないのかなとは思いますが、けれども、そういう熱利用部分の設置も加味して、そういう絵にさせていただいております。

○会長           ありがとうございます。いろいろ御意見いただいておりますけれども、ちょっと時間の関係もございますので、本日欠席をされている西尾委員、福山委員のほうから、事前説明の際に御意見をいただいているようですので、ちょっと御披露いただけますでしょうか。

○事務局           委員のほうからは、3点質問というか、意見をいただいております、1点目、支柱設置型は従来の線的な工作物に加えてパネルの面的な部分もあるので、パネルについての基準を設けるべきではないかということで意見をいただいております。

これにつきましては、パネルについては、低反射、低明度という基準を設ける形で今現在、一定の配慮基準を設定しているところでございますので、支柱的なもののパネルについて、それだけで何かの基準をつくるのかどうかというところでは、現在想定はしておりません。

2つ目が、歴史街道軸についても今後、重点地区の指定を進めていく箇所があるのであれば、別途基準を設けるほうがよいのではないかとということで意見をいただきました。

こちらにつきましては、歴史街道軸の基準としましては、今現在は、太陽光は想定しておりません。一般地域と同じ基準でということで考えてはおりますが、たちまち歴史街道軸における工作物の基準というのが、明確に今ないものでございましたので、例えば、東海道の横にアンテナをいきなりどんとつけられる案にはなっております。

たちまち、もしそういうのが出てきたら、高さが必要とするものにつきましては、建物のほうで、建築物のほうである程度下がる基準がございますので、そういうのを含めて指導しながら、対応していきたいと思っています。

必要に応じて、今後歴史街道軸における工作物の基準とかも、整理を行っていただくと考えております。

3つ目、低反射という抽象的な基準ではなくて、具体的に反射率を基準化してみてもどうかという意見をいただきました。

こちらにつきましては、現在まで太陽光発電をめぐる、光の害、光害につきまして、

さまざまな事例がホームページとかを見ている報告がされておまして、大体、一定のメーカーさんのほうで対応できる範囲ではないかなと、ちょっとこちらでは考えております。

具体的に反射率ということにしてしまいますと、各メーカーが必ずしも公開しているものではないので、一律にこれ以下、これ以上というものを決めにくいというものがございまして、仮に数値を定めてしまった場合、ほかに窓ガラスや金属性の屋根とか光を反射するのが、ビルでもいろいろございまして、中でなぜ太陽光パネルの反射率だけ問題にしているのかという部分と、反射率が基準として高いメーカーの製品を一方向的に絞め出してしまう形になりますので、それはそれでちょっと問題が残ってしまうのではないかなということで考えております。

委員のほうから、南笠の支柱設置型は、高さ規制の対象となるのかということで質問がございまして、こちらについては、既に設置されているものでございまして、今後大きな改修等を行わない限りは、新基準の適用を図っていくことはできないという形になっております。

2つ目が、支柱設置型の高さはパネルの上端までの高さかということの質問でございまして、これは、地面からパネルの上端、一番パネルが高い位置になったときの上端という形で、該当をいたします。以上です。

○会長           ありがとうございます。

今、お二人の委員からの意見を拝見したわけですが、それに関連してでも結構です。ほかに何か、まだ御意見があれば。

その前に、ちょっとスケジュールを紹介していただきましょうかね。今日出た意見をいろいろ踏まえた上で、再度調整して、秋にまたこの審議会を開いて、今からパブリックコメントも実施するわけですけれども、そのあたりちょっと御説明をいただけますか。

○事務局           資料の7というやつをごらんいただきたいと思います。

本当に、概略でございましてけれども、この後、こういう市民の皆様にも一定規制なり、御協力いただく分については広く市民の声を聞くというのを原則になっておりますので、今のところ9月くらいに、きょうもし皆さん方からいただいた意見を踏まえながら、9月にパブリックコメントをして、一般の市民の皆さんがどのような御意見をいただくかというのを一カ月間させていただきまして後に、一定皆様方に報告をしていきたいと。

景観法上、景観計画なり景観形成基準を作る場合なり見直す場合については、都計

審のほうでも諮問しなければならないというような、いわゆる都市計画法、都計審と景観審で両輪で基準を固めてくださいということになっておりますので、あらかじめ、都計審のほうにも御意見を伺って、その市民の皆さんの声、都市計画審議会の皆様の声を再度、もう一度皆様方に御意見を賜って、それでよしということになりましたならば、11月議会のほうに、先ほど言いました条例改正なりを進めてまいりまして、そこで議決をいただきましたならば、3カ月間の周知期間、これについても少しこういう丁寧なチラシ等もつくりながら周知して、来年の4月以降この基準でやらせていただきたいというように考えております。より時間がかかっているんじゃないかということがあると思うんですけれども、広く市民の皆様にご協力をいただくということでございますので、そういう形で進めさせていただきたいというように考えております。以上でございます。

○会長           ありがとうございます。

ですから、きょういただいた御意見に対して、なかなかすぐに明確に回答できなかった部分もあるんですけれども、それについては、今から調整をしながら、あるいは、ほかの部局との関連なんかもいろいろ検討していただいた上で、秋に再度、またお集まりいただくということになるわけでございます。

特に、森川先生のおっしゃった、1,000平米がどうやという話は、ちょっと難しいと思いますけれども、これも検討していただいて、やはりこの数値が今の草津としては適当だということなら、それをうまく説明できるようなあれがないと思います。

○委員           もう一点だけ、済みません。資料の4なんですけど、4の21の13で、下の11、赤字になっているところです。地上設置する太陽光発電設備等というところです、この(2)で設置する場合は、敷地境界線からできるだけを後退するとともに書いてあるんですけれども、その次のページへいくと、6のところに、その他7の工作物の基準に準じることと書いてあって、今度これ7を見ると、これは21の12のところですよ。21の12の7(2)原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともにとか、あるいは、汀線から、具体的にこっちは数字が入っているんですけど、これ普通こういう書き方をするのか、ちょっと私よくわからないんですけど、片方ではできるだけ、片方では、10メートルとか2メートルとか、具体的に数字を打っている。

ここに限らず、何々に準ずることというのは、緑化のこととか、その他含めて、何かこれを読んだ場合は、どっちにすればいいのっていうのが、ちょっとわかりづらい

かと思うんですけど、これはどう理解したらいいんですか。

○事務局　そちらにつきましては、基本それぞれ、汚水、または排水処理施設というところの部分から、各地域ゾーンごとにある程度決まっている部分がございます。若干項目としてかぶるところはございます。

そこで、上でできるだけという文言と数字が指定してあるところについては、原則として数字が指定してあるところを優先で使っていただくという形になります。

○委員　そうすると、例えば、21の13の地上に設置するとか、敷地境界線できるだけ後退する、ここも例えば、21の12の7の湖岸道路から、こういうふうに具体的に、重複しますけど書くことは無理なんですか。書いちゃうと読むほうがわかりやすいかなと。

○委員　前へ行ったり、後ろへ行ったりするの、すごく読みにくいんです。しかも何とかに準ずるとかいて。

○委員　それ以外にも緑化のところ、ちょっと今すぐここでは指定できないんですけど、どこかで片方では、周囲を緑化しなさいと書いてあって、片方はできるだけなんとかしなさいと、何か準ずるという中身がちょっと両方を見るとどっちなのというふうに読めちゃうところがあるので、重複してもいいから、地上基準とかこうですよというのをきちっと書かれたほうが、読むのがわかりやすいんじゃないかと思うんですけど、どうですか。

○会長　御指摘ありがとうございます。5に準じるとか7に準じるというのは、既にそういうものがあるから、おっしゃっているような矛盾が出てくるかもしれませんね。

○委員　だから、これを書かれたときの区分としては、5の規定があるからそれに準ずるように決めておこうという思いがあって、多分作成されていると思うんです。

ただ、それを完成品として市民に見せるときには、それはあくまでも説明の範囲であって、全く何も知らない人が読むときは、頭から順に読んで、その場だけ見てわかるほうが読みやすいと。

○事務局　そこは一度整理をさせていただきたいと思います。さっきから議論があったんですけど、太陽光だけを何かすごく規制しているみたいに、そのくらいのバランスの中でちょっと整理をさせてもらったところもございまして、今、御指摘いただいている市民の皆様へのわかりやすさという視点でいえば、御指摘いただいているとおりかなと思いますので、そこらは、今ありがたい御指摘でございます。できるだけ市民の皆様が読んでわかりやすくするのが原則だと思いますので、そこらは整理し

たいと思います。

○会長 行政的には、既にある基準というのは飛びつきやすいんだと思うんですけど、今、おっしゃったようなことは確かにあると思います。

○委員 それに附随してですけれども、この面積の単位が1,000平米としたり、0.3ヘクタールとしたり、0.2ヘクタールとしたり、ページによってばらばらだからどうかなと思いましたね。統一して平米ならば平米に統一。

○会長 多分、時期が違うときにつくっているから。そこもちょっと注意していただけますか。

○事務局 都市計画法の関係で、0.3ヘクという表現をしているのかなと思うんですけど、そこらも今、御指摘いただいた分で、法律上そう書いている分もそのまま引用する場合はやむを得ないかなと思いますので、そういう御指摘をいただいたものを見ながら整理したいと思います。

○会長 上位法まで改正するというのは、何か大変なことですからね、その辺はお任せしますが、ちょっと御検討ください。

大変、熱心な御議論をいただいて、多々事務局のほうでこれから検討していただくことが随分ふえたと思うんですけども、どうぞ今、何かまだ言い残したことがありましたら。

それで、後でまた思いつかれたり、気がつかれたことがあれば、事務局のほうに直接メールでも、あるいは手紙でもまたおっしゃっていただければ、委員としてはいつでもやっていただければ結構でございますので、本日は意見を述べたらそれでおしまいということではございませんので、そのおつもりで。特に、地元にお住まいの方で、実際こんなものがあって、これ気がついたけどどうなんだというようなことを御指摘いただくとありがたいと思います。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、本日の議事2に関する審議会の御意見は、本当に多数頂戴いたしましたし、またこれ議事録をつくっていただけるんですかね。

○事務局 また、皆様に送らせていただきます。

○会長 議事録をごらんいただいて、またそれに対しての、私はこんなことを言いたかったんだというようなことも含めて、また御意見を頂戴する機会があると思いますのでよろしく願いいたします。

ちょっと差し迫って恐縮ですが、議事の1に戻っていただいて。

○事務局　　ちょっと済みません。ちょっと遅れて来られた方の御紹介ができておりませんでしたので、まず草津商工会議所の太田賢司さま。

○委員　　済みません。遅れてきて申しわけございません。今、紹介していただきました太田です。引き続きさせていただきますので、どうかよろしく願いいたします。

○事務局　　滋賀県立大学の地域共生センター客員准教授の森川稔さまでございます。

○委員　　森川です。よろしく願いします。

○事務局　　あと、私ども事務局、先ほど少し御紹介しましたけれども、都市計画部長の澤田でございます。

○澤田都市計画部長　　澤田でございます。よろしく願いします。

○事務局　　同じく都市計画部の副部長の青木でございます。

○青木都市計画副部長　　青木でございます。本日、御苦労さまでございます。よろしく願いします。

○事務局　　そしたら、先生済みません。議事1の方よろしく願いいたします。

○会長　　壽崎先生、御紹介しました。

○委員　　私はぎりぎりで間に合って紹介していただきました。

○会長　　それでは、議事の1でございますが、職務代理者の氏名ということで、これは、会長のほうからすることになって、そこに文書がございますけれども、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理するというふうに規定をされておりますので、規定に基づいて私のほうから指名をさせていただきます。委員の森川先生にお願いをしたいと思います。

森川先生、前回は職務代理者を務めていただきましたし、一応私が会長に就任しました10月から任期満了までの職務代理者を務めていただきましたが、現在もまた再任を御了承いただいて、引き続き審議会の委員になっていただいておりますので、草津市景観条例施行規則61条3項に規定する職務を代理する者として、お願いをしたいのですが、よろしゅうございましょうか。

○委員　　はい、あの、職務を代理する機会がないことを切にねがっておりますので。

○会長　　事前に、一応私から一言申し上げなきゃいけないんですけれども、ちょっと間に合いませんでしたので、大変失礼ございましたけれども。それでは、よろしく願いいたします。



それから、あと事務局のほうから何か御報告、御説明があれば。

○事務局　あと済みません。もう少しだけお時間いただいて、本日もお配りいたしております資料でございます、湖岸眺望2市がルール化という新聞記事でございますが、少し見ていただきたいと思います。

御承知のとおり、大津市さんとは既に、連携の取り組みをさせていただいているんですけれども、この新聞にも書いておりますように、地方自治法上の法定協議会化ということで、それには事務連絡の法定協議会、また、計画策定の法定協議会、執行管理の法定協議会があるんですけれども、やっぱり先ほどの眺望も含めまして、やっぱり湖岸、琵琶湖湖岸をどう守っていくのかといったときに、草津から見える景観は、大津市さんにしっかり守っていただかないといけないですし、大津市さんから見える景観は草津市がしっかり守っていかないといけないということで、そういうようなものをルール化を少ししていったらどうかというようなことを、事務局レベルでお話をさせていただいております。

その中で、実は6月のときの議会に、大津市さんのほうで出た質問がありまして、こういう御答弁をされたんですが、また先ほど言いました10月くらいに、少しこちら辺の考え方をまた皆様方にも御意見を伺いながら、このルール化もしていきたいというふうに考えております。ポイントとしましては、湖岸の眺望と、あと大津市さんと草津市は、東海道でもつながっておりますので、そういう同じ連続性を、うちで本陣だけが東海道ではございませんので、東海道という視点でのつながりとか、そういうところのルール化とか視点場を見て回って、何かよりよい景観の大津市と草津市が滋賀県の琵琶湖を守るモデルとして、やっていけるような取り組みをちょっと一歩進めていきたいなということで考えておるといことで、新聞も載っておりますので、皆様方にもちょっと御承知いただいて、10月のときに少し詳しく御説明させていただいて、また御意見を賜ればなというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。以上でございます。

○会長　多分、ごらんになった方もたくさんいらっしゃるんじゃないかと思いますが、大津市のほうでこういう話が出てしまって、それが新聞記事になってしまったので、今御説明のあったような方向で進めていきたいということでございます。

ただ、じゃあ中山道はどうなるんだと、守山は入れてくれへんのかという話もあるらしいんですけど、今回は大津と草津で少し話を詰めようということになっているようでございます。

ほかに、何か5時も過ぎてしまいまして申しわけございませんが、御発言いただく

ことはございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

本日は、終わってから懇親会のほうをちょっと予定させていただいておったんですが、この天候が天候ですので、ちょっと今回は中止させていただいて、また10月に改めて、前もやると言っただけで中止になっちゃったことがありまして申しわけありませんが、またそのあたりもよろしく願いいたします。

それでは、長時間に渡って御審議をいただいて大変ありがとうございました。

それでは、議事は事務局のほうにお返しいたします。

○事務局            ありがとうございます。秋山会長ありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、長時間に渡りまして、本当にいい御意見を賜れたかなというふうに思っております。また、進行を上手にいただきましてありがとうございます。

事務局のほうもう少しうまく説明できていなかった点があるかもしれませんが、御了承いただければと思います。

それでは、最後に閉会に当たりまして、都市計画部の澤田のほうから御挨拶申し上げたいと思います。

○澤田都市計画部長            本日は、皆様、景観審議会のほうに、大変深い議論をいただいたなというふうに思っております。我々が示す内容につきましても、多くの矛盾も浮かび上がってまいったかなというふうにも思っていますし、やはり市民の皆様にも理解しやすいものを示していく必要があるというふうに考えております。

それと、景観というものは、この今回示させていただいております、太陽光パネルだけが形成するものではございません。先ほどもいろいろな話がございましたように、多くのもので景観形成されているものでございます。

ただ、今回どんどん増えてきている太陽光パネルについて特化して、まずそこに取り組んで、景観形成をやっていきたいという私の思いでございます。

本日いただきましたいろんな御意見は、次の段階にしっかりと整理をさせていただきます、皆さんにお示しできるようにさせていただきたいというふうに思っております。

本日、大変長時間に渡りまして御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

○事務局            以上をもちまして、草津市の景観審議会を閉会させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(午後 5 時 0 4 分閉会)